

令和2年3月2日

保護者様  
地域の皆様

横浜市立境木中学校  
校長 三浦 昌彦

## 臨時休業期間の家庭・地域での過ごし方（お願い）

春暖の候、保護者や地域の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、明日の3月3日から13日までの間、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉休業措置がとられます。子どもたちには、日々の生活習慣に気をつけながら過ごして欲しいと思いますが、不規則な生活からリズムを崩し、さまざまな問題を抱えてしまう場合があります。また、思わぬトラブルに巻き込まれてしまったり、問題行動を起してしまったりすることもあります。

子どもたちが安心安全な2週間を過ごすことができるよう、今回の措置に対する趣旨を今一度ご理解いただくとともに、不要不急の外出は極力避けるよう、ご家庭や地域でもご協力をよろしく願いいたします。

### 【ご家庭へのお願い】

- ・お子様の生活リズムが崩れないよう充分ご注意ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、平日15時までは家庭学習の時間としてください。
- ・やむを得ず外出する場合の帰宅時間は常識の範囲内とし、各ご家庭で「約束事」を決めてください（裏面1参照）。
- ・繁華街などの人が多く集まる場所は、「感染の可能性が高まる場所」及び「トラブルが多い場所」と認識し、なるべく近づかないよう、各ご家庭でも注意を促してください（例年、休業中に暴行事件や恐喝被害にあう事例があります）。
- ・持ち物やお金の使い方及び管理の仕方に、注意をしてください。

### 【地域の皆様へのお願い】

- ・夜間、特に夜遅くまで遊んでいる生徒を見かけることが続くようでしたら、犯罪行為に巻き込まれる危険もありますので、学校・地域・警察等に働きかけをしてください。
- ・近くでトラブルに巻き込まれている生徒を見つけたら、「何かあったの？」と声をかけてください。明らかに恐喝や暴力を受けているときには、ためらわず警察へ連絡してください。また被害後の状況でも、すぐ警察に連絡すると共に学校にもお知らせください。
- ・警察は、通報だけでなく、困ったときの相談も受け付けています。犯罪の恐れがある時や、犯罪行為は見逃さずに連絡してください。

### 【万が一事件や事故、犯罪行為に巻き込まれた時のポイント】

お子様の安全・安心を確保しつつ、冷静で毅然とした態度で対応しましょう。社会通念上明らかに犯罪行為だと保護者が判断される場合は、すぐに警察に相談してください。その後、学校にも相談あるいは、ご報告をお願いいたします。

「子どもたちの変化」を多くの方々に感じ取っていただくことが、最も効果的な予防策と言えます。

戸塚警察署 045-862-0110

保土ヶ谷警察署 045-335-0110

境木中学校 045-822-8626

# 【一斉臨時休業中にご家庭や地域で注意していただきたいこと】

- 1 夜 11 時～朝 4 時、青少年の外出は条例で禁止されています。※平日 15 時までは家庭学習の時間となります。**

『帰宅が遅い生徒がいる』と地域から、塾帰りの子どもたちを心配するお話がありました。子どもたちの帰宅時間についてご家庭で再度確認していただくとともに、コンビニや公園などで時間を過ごすことのないようにご指導ください。深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から子どもたちを守りましょう(県条例 25 条で未成年者における上記時間の外出は保護者同伴であっても制限すると示されています)。深夜外出は、生活習慣の乱れを引き起こすとともに、単独で外出することへの抵抗感を下げることにもつながりますので、なるべく控えてください。
- 2 ケータイ・スマホ・SNS 等のもたらす危険性を認識してください。**

子どもたち同士が連絡を取り合う手段として、ケータイ・スマホ・SNS (特に LINE) が使われることが多くあります。大変便利なものですが、トラブルが後を絶ちません。メールや掲示板への写真掲載や書き込みは、十分注意させてください。書き込んでから名誉毀損で訴えられたり、暴力行為などの事件になったりするケースがあります。その危険性を認識し、予防する力を子どもたちに身に付けさせましょう。

また、女子中高生が関係する性被害及び性犯罪が増加しています。興味本位で出会い系サイトにアクセスし、問題が深刻化してから表面化する傾向が多いです。子どもたちの「性被害・性加害」を未然に防ぐためには、男女かわからず有害サイトへのアクセス歴を定期的に調べたり、フィルタリングや機能制限などを活用したりする対策をご検討ください。
- 3 自転車盗や万引きは、窃盗（どろぼう）という犯罪行為です。**

『自分の自転車が盗まれたから』、『友達が平気だよと言ったから』などの言い分は通用しません。周囲に見つかったから自転車や品物を返したり、お金を支払ったりしても、窃盗（どろぼう）に変わりはありません。

また、中学生が子ども料金で電車に乗るという行為も犯罪です。『こんなに大変なことになるとは思っていなかった』とならないように、ご指導ください。
- 4 個人情報の聞き出しや振り込め詐欺に注意してください。**

様々な方法で、言葉巧みに個人情報を聞き出そうとする人がいます。学校を含め、公的機関からご家庭に対して、住所や電話番号等の個人情報を電話でお伺いすることはありません。

また、最近、お子様のケータイ・スマホにダイレクトで送られるメールに、『特典をつけるから』『プレゼントを贈呈するから』等を語り、返信を要求する場合があります。返信すると個人情報が流出してしまいますので、返信しないようご指導ください。
- 5 自転車の乗り方について注意してください。**

『ケータイ・スマホを使用しながら』『音楽を聴きながら』という状態で自転車に乗り、歩行者に対して被害を追わせてしまった場合、未成年が起こした事故とはいえ、民事訴訟において多額の賠償金を支払わなければならないケースが出ています(10月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました)。さらに、複数の自転車での横並び運転、スピードの出しすぎ、二人乗り、無灯火運転などは、道路交通法やマナー違反になるだけでなく、交通事故にあう危険性があります。冬休みに入り、自転車の使用機会が増えることが予想されますのでくれぐれもご注意ください。
- 6 大災害が発生した場合の対応について、事前に話し合っておきましょう。**

『外出中』に地震が発生した場合は、できるだけ広い場所に避難をします。その後、地域の避難場所か、自宅か近い方に避難をします。大災害が発生した場合、家庭でどのように連絡を取り合うか、場所や手段等、事前に各ご家庭で話し合っておいてください。

担当 生徒指導専任 細川十郷